

第5期鳥栖市障害福祉計画に係る基本指針の主なポイント

1 成果目標の設定

国が示した基本指針に基づき、5つの成果目標を設定する

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の増加・施設入所者の削減

(施設入所者の9%以上を地域生活へ移行、2%以上削減する数値目標を立てる)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

県が定める退院率・長期在院者数の減少に関する目標値に基づき、活動指標に障害福祉サービスの必要量を見込む

(3) 障害者の地域生活の支援

地域生活支援拠点を少なくとも1ヵ所整備する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加（平成28年度実績の1.5倍以上）

就労移行支援事業の利用者の増加、就労移行支援事業所の就労移行率の増加、一定の就労定着率の達成

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの少なくとも1ヵ所以上の設置及び保育所等訪問支援の充実

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の少なくとも1ヵ所以上の確保

医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

2 活動指標

成果目標を達成するために次の事項を定める

(1) サービスの種類ごとの必要な量の見込み、確保方策など

(2) 地域生活支援事業（事業内容、事業種類ごとの量の見込み、確保方策など）